

(令和4年度第4回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：令和4年7月8日（金）

午前10時から

場 所：市役所301会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて
- (2) その他

3 閉 会

議 題(1) 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 審議内容

諮問書のとおり

参考資料

- ・ 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて（諮問） 根拠・対応案・検討結果等
- ・ 諮問事項「1 条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について」関係資料
- ・ 諮問事項「5 個人情報保護審議会への諮問事項について」関係資料
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）【第五十一条改正後】
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

第22条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、武蔵村山市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会は、実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) この条例によりその権限に属する事項

(2) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、審議会に諮ることが適当と認められる事項

3 審議会は、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員10人をもって組織する。

(1) 学識経験者 5人

(2) 市民 5人

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

議 題(2) その他